

電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の 事後評価について

(趣旨)

みなし小売電気事業者 3 社（電気小売経過措置料金の値上げ認可申請中の 7 社を除く中部電力ミライズ、関西電力及び九州電力）の電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、2023年2月24日に開催された料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただいたため、その確認結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答についてご審議いただく。

主なポイント

1. 料金制度専門会合における事後評価の確認結果について

対象事業者 3 社（中部電力ミライズ、関西電力及び九州電力）の電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただいたため、その確認結果について、資料 4-1 のとおり報告する。

2. 経済産業大臣への回答について

対象事業者 3 社について、2月2日付けにて、経済産業大臣から本委員会委員長宛てに意見を求められていることから、委員会として、回答案（資料 4-2）のとおり、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、回答を行うこととした。

(参考) 経緯・開催実績

2023年2月	2日	経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
	2月 3日	第414回電力・ガス取引監視等委員会
	2月24日	第36回料金制度専門会合
	3月 7日	第420回電力・ガス取引監視等委員会（本日） (経済産業大臣への回答の審議)

以上

電気小売経過措置料金に係る 原価算定期間終了後の事後評価について

第36回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2023年2月24日（金）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

目次

1. 電気小売経過措置料金の事後評価について
2. 総評

1. 電気小売経過措置料金の事後評価について（1）

- 2016年4月の電気小売全面自由化後において、電気小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により、電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、経済産業大臣が指定した供給区域においては、経過措置として小売料金規制を存置することとされている。
 - － 現時点において、経過措置料金規制の対象となるみなし小売電気事業者は10社
- みなし小売電気事業者10社の電気小売経過措置料金については、電気事業法に基づき、経済産業大臣が、原価算定期間終了後に毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっている。
- 今般、2023年2月2日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対して、みなし小売電気事業者10社のうち、電気小売経過措置料金の値上げ認可申請中の7社を除く中部電力ミライズ、関西電力及び九州電力3社の電気小売経過措置料金の事後評価について意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価をご確認いただきたい。

(参考1) 特定小売供給約款料金の算定・審査フロー

<前提条件>

- 経営効率化努力
【取組の例】
 - ・新技術導入
 - ・資材調達の効率化等
- 電力需要の想定
- 電源確保の計画

<費用の精査>

支出 (営業費)

- 人件費
- 燃料費
- 購入電力料
- 減価償却費
- 修繕費
- 原子力バックエンド費用 等

収入 (控除収益)

- 販売電力料 等

資金調達コスト (事業報酬)

託送料金制度 (レベニューキャップ)

<費用の配賦・レートメイク>

非ネットワーク費用 (自由化部門)

非ネットワーク費用 (規制部門)

ネットワーク費用 (託送料金)

小売料金 (規制部門)

<認可後>

- 部門別収支
自由化部門の赤字を規制部門で補填していないか等を確認
- 電気事業監査
各大手電力の業務・経理の状況を監査
- 事後評価
規制部門の利益率が必要以上に高くなっていないか等を確認

1. 電気小売経過措置料金の事後評価について（2）

- 電気小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（6）⑤に基づき、以下の基準に沿って確認を行うこととされているところ、事務局にて評価を行った結果はスライド6のとおり。

＜ステップ1＞ 規制部門の電気事業利益率による基準

個社の規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、みなし小売電気事業者10社の規制部門の電気事業利益率の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認

＜ステップ2＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤の累積額が事業報酬額（一定水準額）を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認

⇒ 上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、料金変更認可申請命令の発動の可否を検討（当該命令の発動までの評価フローは参考4を参照）

1. 電気小売経過措置料金の事後評価について（3）

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者3社^{※1}について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

※1：北海道電力、東北電力、東京電力EP、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力は、電気小売経過措置料金の値上げ認可申請中のため事後評価の対象外。

（単位：億円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		中部 ミライズ ※2	関西	九州	10社
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準				
	3カ年度平均 ① ※3	3.8%	6.8%	7.1%	
	10社10カ年度平均 ②				2.4%
	10社10カ年度の平均を上回っているか（①>②か）	Yes	Yes	Yes	
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準				
	2020年度末超過利潤累積額 ③ ※4	△1,599	△614	△136	
	2021年度超過利潤 ④ ※5	△397	△181	△1	
	2021年度末超過利潤累積額 ⑤ = ③ + ④ ※5	△1,996	△796	△138	
	事業報酬額（一定水準額） ⑥ ※6	423	392	231	
	一定水準額を上回っているか（⑤>⑥か）	No	No	No	
	C 自由化部門の収支（※7）による基準				
	2020年度 ⑦	+109	△44	+45	
	2021年度 ⑧	△876	672	△140	
	2年連続で赤字となっているか（⑦<0かつ⑧<0か）	No	No	No	
評価結果	変更認可申請命令発動の要否の検討対象となるか。 （A及びBがYes、又はA及びCがYesか。）	No	No	No	

※2：2019年度以前は旧中部電力の数値。2020年度以降は中部電力ミライズの数値を元に算出。

※3：各年度の規制部門の電気事業利益率（%）の単純平均。2019年4月から2022年3月までの3年間。

※4：2015年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額。

※5：関西電力については超過契約額（0.26億円）を当期超過利潤及び当期末超過利潤累積額に反映（減算）済み。他社は該当なし。（詳細はスライド7を参照）

※6：規制部門（特定小売供給約款に係る分に限る）に相当する事業報酬額。

※7：自由化部門の収支：自由化部門の電気事業損益。

（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

(参考2) 不適切な発注・契約による支出増（超過契約額）の確認について

- 2020年12月に「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」が改正され、不適切な発注・契約による支出増（超過契約額）については、経過措置料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないこととされた。
- 昨年度の事後評価においては、関西電力（株）のコンプライアンス委員会が調査中であったため、その時点で判明していた超過契約額（0.01億円）を確認し、経過措置料金に対する値下げ認可申請の必要があると認められなかったことを確認。
- 2022年6月に関西電力（株）のコンプライアンス委員会からの報告を受け、事務局にて確認した結果、関西電力（株）に超過契約額（0.26億円※）を確認（他社は該当なし）。これを反映して事後評価を行った結果、経過措置料金に対する値下げ認可申請の必要があると認められなかった。（スライド6を参照）

※超過契約額は、子会社である関西電力送配電(株)が分社化される前に関西電力(株)で支出された金額に基づき算定。

【不適切な処理の事案の概要】

○関西電力送配電の社内調査において、送電線付近での樹木伐採に関する地権者への補償費等の支払について、不適切な社内処理により過払いが発生していた※ことが判明し、2021年9月に公表。

※地権者から高額な補償要求があった場合に、実際には伐採していない区画についても補償料額の算定基礎に含めるといった虚偽の経理処理を行い、地権者や伐採委託先に対して内規を超える金額を支払っていたもの。

○本件事案に関しては、関西電力のコンプライアンス委員会が主体となって客観的かつ徹底的な調査、原因究明を実施し、調査報告書を2022年6月に公表。

(参考) 電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（抜粋、下線部を追加）

第2 処分の基準

(6) ⑤ イ (略) かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の超過利潤（特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下同じ。）を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤（一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）の累積額が事業報酬額（算定規則第4条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に掲げる額又は旧算定規則第4条第2項の規定により算出された額をいう。）のうち特定需要に係る額を超過していること。

(参考3) 各社概況 (経営成績-中部電力ミライズ)

<個別決算の概要 - 対前年比較>

(単位：億円)

	2020年度	2021年度	差異
売上高	23,143	19,424 ※1	△3,718 (△16.1%)
営業費用	22,779	20,280 ※2	△2,499 (△11.0%)
うち燃料費	-	-	-
営業損益	363	△855	△1,218
経常損益	362	△805	△1,168
当期純損益	263	△456	△719

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 収益認識会計基準の適用に伴う会計処理の変更などにより、売上高は前年度に比べ3,718億円 (△16.1%) 減の19,424億円となった。

※2: 収益認識会計基準の適用に伴う会計処理の変更などにより、営業費用は前年度に比べ2,499億円 (△11.0%) 減の20,280億円となった。

<部門別収支の概要 - 対前年比較>

(単位：億円)

		2020年度	2021年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	3,032	2,892	△139 (△4.6%)
	電気事業損益	220	※1 46	△174 (△78.9%)
	当期純損益	160	※1 35	△124 (△77.6%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	12,781	14,026	1,244 (+9.7%)
	電気事業損益	109	※1 △876	△985
	当期純損益	78	※1 △652	△730
その他部門	電気事業収益	5,341	2	△5,338 (△99.9%)
	電気事業損益	△0	0	0
	当期純損益	24	160	135 (+542.1%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門 (規制部門) 46億円 (利益)、一般需要部門 (自由化部門) が△876億円 (損失) となり、利益率は規制部門が1.6%、自由化部門が△6.3%となった。また、当期純損益は規制部門が35億円 (利益)、自由化部門が△652億円 (損失) となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2014~2016 年度 料金原価 (3か年平均)	2021年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		3,081	
電気事業営業費用 (b)	7,536	3,043	△4,492
人件費	754	50	△703
燃料費	3,078	-	△3,078
修繕費	996	0	△996
減価償却費	936	2	△933
購入電力料	464	1,680	1,215
公租公課	419	3	△416
原子力バックエンド費用	45	-	△45
その他経費	840	1,306	465
差引額 (a - b)		38	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2014~2016年度の3事業年度。

(参考3) 各社概況 (経営成績-関西電力)

<個別決算の概要 - 対前年比較>

(単位：億円)

	2020年度	2021年度	差異
売上高	23,326	21,776	※1 △1,549 (△6.6%)
営業費用	23,383	21,540	※2 △1,842 (△7.9%)
うち燃料費	3,934	5,201	1,267 (+32.2%)
営業損益	△57	235	293
経常損益	361	1,134	773 (+214.2%)
当期純損益	395	1,045	650 (+164.6%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 収益認識会計基準の適用に伴う会計処理の変更や小売販売電力量の減少などにより、売上高は前年度に比べ1,549億円 (△6.6%) 減の21,776億円となった。

※2: 収益認識会計基準の適用に伴う会計処理の変更などにより、営業費用は前年度に比べ1,842億円 (△7.9%) 減の21,540億円となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2018~2020 年度 料金原価 (3か年平均)	2021年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		4,552	
電気事業営業費用 (b)	5,577	4,273	△1,303
人件費	640	245	△395
燃料費	951	873	△78
修繕費	820	140	△680
減価償却費	734	239	△495
購入電力料	715	574	△141
公租公課	368	105	△263
原子力バックエンド費用	144	141	△3
その他経費	1,201	1,953	752
差引額 (a - b)		278	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2018~2020年度の3事業年度。

<部門別収支の概要 - 対前年比較>

(単位：億円)

		2020年度	2021年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	4,435	4,121	△313 (△7.1%)
	電気事業損益	290	※1 450	159 (+54.9%)
	当期純損益	321	※1 415	94 (+29.3%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	12,305	13,318	1,012 (+8.2%)
	電気事業損益	△44	※1 672	716
	当期純損益	△46	※1 619	666
その他部門	電気事業収益	4,140	15	△4,124 (△99.6%)
	電気事業損益	9	6	△2 (△30.9%)
	当期純損益	120	10	△109 (△91.5%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門 (規制部門) が450億円 (利益)、一般需要部門 (自由化部門) が672億円 (利益) となり、利益率は規制部門が10.9%、自由化部門が5.0%となった。また、当期純損益は規制部門が415億円 (利益)、自由化部門が619億円 (利益) となった。

(出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成)

(参考3) 各社概況 (経営成績-九州電力)

<個別決算の概要 - 対前年比較>

(単位：億円)

	2020年度	2021年度	差異
売上高	18,133	14,556	※1 △3,577 (△19.7%)
営業費用	17,788	14,475	※2 △3,313 (△18.6%)
うち燃料費	1,885	2,472	587 (+31.1%)
営業損益	345	80	△265 (△76.8%)
経常損益	217	118	△99 (△45.6%)
当期純損益	106	50	△56 (△52.8%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 収益認識会計基準の適用に伴う会計処理の変更などにより、売上高は前年度に比べ3,577億円 (△19.7%) 減の14,556億円となった。

※2: 収益認識会計基準の適用に伴う会計処理の変更などにより、営業費用は前年度に比べ3,313億円 (△18.6%) 減の14,475億円となった。

<部門別収支の概要 - 対前年比較>

(単位：億円)

		2020年度	2021年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	3,106	3,097	△9 (△0.3%)
	電気事業損益	267	※1 321	54 (+20.2%)
	当期純損益	172	※1 288	116 (+67.4%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	8,006	9,424	1,418 (+17.7%)
	電気事業損益	45	※1 △140	△185
	当期純損益	28	※1 △140	△168
その他部門	電気事業収益	5,524	2	△5,522 (△100.0%)
	電気事業損益	△40	△42	△2
	当期純損益	△94	△96	△2

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門 (規制部門) が321億円 (利益)、一般需要部門 (自由化部門) が△140億円 (損失) となり、利益率は規制部門が10.4%、自由化部門が△1.5%となった。また、当期純損益は規制部門が288億円 (利益)、自由化部門が△140億円 (損失) となった。

(出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成)

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2019~2021 年度 料金原価 (3か年平均)	2021年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		3,399	
電気事業営業費用 (b)	3,547	3,102	△444
人件費	364	163	△201
燃料費	499	414	△84
修繕費	642	145	△496
減価償却費	561	188	△373
購入電力料	422	524	101
公租公課	218	71	△146
原子力バックエンド費用	134	128	△5
その他経費	702	1,465	762
差引額 (a - b)		297	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2019~2021年度の3事業年度。

2. 総評

(評価の結果)

- 審査基準のステップ1 [電気事業利益率による基準] では、個社の直近3カ年度平均の利益率が10社10カ年度平均の利益率を上回る会社は、中部電力ミライズ、関西電力及び九州電力の3社であった。
- ただし、審査基準のステップ2の [超過利潤累積額による基準] 又は [自由化部門の収支による基準] に照らすと、3社全てにおいて、2021年度末超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、また、自由化部門の収支が直近2年連続で赤字とはなっていない。
- 上記より、原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者3社（北海道電力、東北電力、東京電力EP、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

(結論)

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となったみなし小売電気事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。
- なお、上記の結論は、関西電力で確認された超過契約額（他社は該当なし）も反映して評価した結果である。

(参考4) 料金変更認可申請命令に係る審査基準(1)

- 電気小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20160325資第12号)第2(6)⑤に基づく基準に沿って確認を行うこととされている。

STEP

実施内容

補足

STEP 1 電気事業利益率 による基準

- ①個社の規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値及び②みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を確認
⇒ ①が②を上回ったらSTEP2へ

【STEP1～5 関連】

- 原価算定期間中の事業者及び原価算定期間終了後に各STEP時点において料金改定を表明している事業者は事後評価の対象外

STEP 2 超過利潤累積額 又は自由化部門の 収支による基準

- ③前回料金改定以降の超過利潤の累積額、④事業報酬額(一定水準額)及び⑤自由化部門の収支を確認
⇒ ③が④を上回ったらSTEP4へ、
又は⑤が直近2年連続で赤字となったらSTEP3へ

料金変更認可申請命令に係る審査基準（2）

- STEP 3以降の基準は以下のとおり。

STEP

実施内容

補足

STEP 3 行政による評価

- 内部留保（利益剰余金など）及び株主配当の推移を確認
⇒ 必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ

【STEP3関連】

- 事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し（翌1年分）等を評価）を併せて行政が評価

STEP 4 報告徴収及び事業者による説明の実施

- 必要に応じて、電気事業法の規定に基づく報告徴収及び事業者による説明を実施
⇒ 事業者からの報告徴収に対する回答及び事業者による説明を受けSTEP5へ

【STEP4関連】

- 事業者による説明は、現行の経過措置料金の水準維持の妥当性を求める

STEP 5 発動要否の検討 ↓ 料金変更認可申請命令の発動

- STEP4までに得られた情報を勘案して、特定旧法第23条第1項の要件に該当するか確認
⇒ 当該命令の発動が必要と判断されたら、相当の期限を定め、料金変更認可申請命令を発動

【STEP5関連】

- 特定旧法第23条第1項の要件
- 料金が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるとき

経済産業省

20230202電委第5号
令和5年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）

令和5年2月2日付け20230127資第8号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（6）⑤に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

なお、下記の対象事業者のうち、関西電力株式会社については超過契約額が確認され、これ以外の事業者については、超過契約額が確認されなかったことを申し添えます。

記

（対象事業者）

- | | |
|----------------|--------------------|
| ・ 中部電力ミライズ株式会社 | 法人番号 2180001135973 |
| ・ 関西電力株式会社 | 法人番号 3120001059632 |
| ・ 九州電力株式会社 | 法人番号 4290001007004 |

経済産業省

20230127 資 第 8 号
令和 5 年 2 月 2 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（6）⑤に基づく、みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価にあたり、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

(対象事業者)

- | | |
|----------------|--------------------|
| ・ 中部電力ミライズ株式会社 | 法人番号 2180001135973 |
| ・ 関西電力株式会社 | 法人番号 3120001059632 |
| ・ 九州電力株式会社 | 法人番号 4290001007004 |